

## 令和5年度研修計画協議会

### 説明要旨

令和5年度研修実施状況について（実施報告）

裁判所職員総合研修所

## 目 次

第1 研修 .....	1
1 中央研修 .....	1
2 高裁委嘱研修 .....	9
3 各庁委嘱研修 .....	12
4 研究 .....	12
	(
第2 養成 .....	14
1 裁判所書記官養成課程 .....	15
2 家庭裁判所調査官養成課程 .....	16
	○
<その他> .....	17

※ 期間は、休日を除く実日数を記載している。

※ リモートにより実施予定の研修は、実施時期に「(リモート)」と記載している。

※ 人員は速報値である。なお、対象官職の職員全員が参加した研修は、人員に「[全]」と記載している。

## 第1 研修

### 1 中央研修

#### (1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

##### ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対象者	
1	家事実務研究会 ※司研合同	家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	5. 11. 7(火) ～11. 9(木) (リモート)	3日	100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官	
司研との合同カリキュラムでは、家裁をめぐる諸問題に関する家庭局第一課長による説明の後、未成年子がいる夫婦間の離婚調停事件を題材に、充実した調停運営に向けた職種間の連携協働、弁護士による「家事調停に期待すること」と題する講演を踏まえた当事者や手続代理人の主体的紛争解決を促進させるための方策、ウェブ会議やウェブ調査の活用等について研究及び討議を行った。総研単独のカリキュラムでは、合同カリキュラムを踏まえ、書記官研究員においては充実した調停運営に寄与する書記官の関与について、家裁調査官研究員においては監護者指定を巡る調停における、紛争解決に資する調査事務の在り方について研究及び討議を行った。								
2	少年実務研究会 ※司研合同	少年事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	5. 9. 6(水) ～9. 8(金) (リモート)	3日	95	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官	
司研との合同カリキュラムでは、少年事件の現状と課題に関する家庭局第一課長による説明及び大学教授による「社会資源の活用等について」と題する講演の後、試験観察が想定される特定少年の事件を題材に、裁判官の審理運営方針を踏まえた各手続段階における職種間の連携協働の必要性、重要性、審理充実につながる具体的な行動、要保護性審理のための試験観察の活用等について研究及び討議を行ったほか、デジタル化が少年事件の事務に及ぼす影響や、それを見据えた現状の事務改善等について研究及び討議を行った。総研単独のカリキュラムでは、合同カリキュラムを踏まえ、書記官研究員においては特定年齢事件の進行管理と書記官事務について、家裁調査官研究員においては特定少年の事件における社会調査の在り方について研究及び討議を行った。								
3	民事実務研究会	第1回 ※司研合同 第2回 第3回	民事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所 裁判所職員 総合研修所	5. 6. 19(月) ～6. 20(火) (リモート)  5. 12. 8(金) (リモート)  6. 2. 26(月) (リモート)	2日 1日 1日	50 53 約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
(第1回) 司研の新任部総括裁判官研究会及び総研の刑事実務研究会との合同カリキュラムでは、デジタル化後の書記官事務等に関する総務局第三課長の説明の後、裁判官と書記官の協働を充実させるためのコミュニケーションの在り方などについて研究及び討議を行った。総研単独のカリキュラムでは、民事事件を取り巻く状況に関する民事局第二課長の説明のほか、合同実施部分で確認された質の高い民事裁判の実現に向けた裁判官と書記官の協働をベースに、合理的な事務の遂行と執務の質の向上のために主任書記官が行うべき部下指導の在り方について研究及び討議を行い、また、デジタル化後にも機能する審理充実につながる事務に関する研究及び討議を行った。 (第2回) 民実研第1回の総研単独のカリキュラムと基本的部分を同内容とする研究会を、参加者を変えて実施した。第1回で得られた意見等を踏まえながら、裁判官と書記官との協働の在り方、デジタル化後の合理的な事務の在り方、主任書記官が行うべき部総括裁判官等との連携及び部下指導の在り方等について研究及び討議を行った。								

(第3回) 民実研第1回及び第2回で得られた意見等を踏まえながら、第2回と基本的部分を同内容とする研究会を、参加者を変えて実施することを予定している。

4	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事案件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	5. 6.19(月) ～ 6.20(火) (リモート)	2日	50	高・地・簡裁で 刑事事件を担当 する書記官
---	------------------	---	-------------------------------	-----------------------------------	----	----	-----------------------------

司研の新任部総括裁判官研究会及び総研の民事実務研究会（第1回）との合同カリキュラムでは、デジタル化後の書記官事務等に関する総務局第三課長の説明の後、裁判官と書記官の協働を充実させるためのコミュニケーションの在り方などについて研究及び討議を行い、総研単独のカリキュラムでは、合同実施部分で確認された質の高い刑事裁判の実現に向けた裁判官と書記官の協働をベースに、合理的な事務の遂行と執務の質の向上のために主任書記官が行うべき部下指導の在り方について研究及び討議を行った。

5	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	5. 10. 4(水) ～10. 5(木) (リモート)	2日	49	家裁で後見関係 事件を担当する 書記官
---	------------------	--	-------------------------------	------------------------------------	----	----	---------------------------

全てのカリキュラムについて司研と合同実施した。第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえ、成年後見制度の適切な運用の在り方、新たな報酬算定の在り方等について理解を深め、各庁の運用を検討する契機とするため、後見事件の運用に関する諸問題に関する家庭局二課長による説明、「チーム支援と成年後見人の役割、受任者調整の在り方」に関する外部講師によるパネルディスカッションの後、チーム支援と家庭裁判所の役割、身上保護事務に関する裁判所の監督の在り方、新たな報酬算定の在り方及びデジタル化を見据えた報告書式等の在り方について研究及び討議を行った。

なお、オブザーバーとして、高裁の民事首席書記官等及び高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等が参加した。

6	家庭裁判所 調査官 特別研修	第1回	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	裁判所職員 総合研修所	5. 10. 16(月) ～10. 18(水)	各 3日	35	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和3年度家庭 裁判所調査官応用 研修第1回以前の同研修を終了した者
		第2回			5. 11. 29(水) ～12. 1(金)		33	
		第3回			6. 1. 24(水) ～ 1. 26(金) (リモート)		約48	

#### 【第1回】

- (テーマ) 子の監護者指定を巡る事件における調査官活動の在り方
- (討議) 事例検討を通じた知見の活用、実務上の課題の抽出と解決策に向けた検討等
- (講義と意見交換) 指定研究代表研究員の講義「指定研究の活用について」

#### 【第2回】

- (テーマ) 少年調査票の在り方～社会調査の更なる向上を目指して～
- (討議) 事例検討を通じた知見の活用と審理判断・処遇に資する報告の在り方、職種間・関係機関との連携協働の実践等
- (講義と意見交換) 裁判官講師講義「調査官に期待すること」、模擬カンファレンスの実演を通じた相互議論の在り方に関する意見交換
- (特記事項) 法務省から鑑別技官3名も参加

#### 【第3回の予定】

- (テーマ) 面会交流を巡る事件における調査官活動の在り方
- (討議) 事例検討を通じた知見の活用、職種間連携の実践、課題の抽出と解決策の検討等
- (講義と意見交換) 指定研究代表研究員の講義

7	家庭裁判所調査官応用研修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 7. 4(火) ～ 7. 7(金)	4日	35	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの
裁判所を取り巻く情勢や家裁調査官が置かれた状況等についての総局講師による講義、外部講師による発達精神病理学、心理アセスメントの在り方等について事例を踏まえた講義を実施した。調査実務研究では、家事・少年それぞれで教材事例を用いたグループ討議を実施し、行動科学の知見等の調査実務での活用及び関係職種との連携協働の在り方を検討した。調査面接技法研究では、研修員相互のロールプレイを実施した。課題研究では、総合職採用の職員かつ中堅家裁調査官としての役割や課題を明確にし、今後の研さんの在り方を検討後、家裁調査官研修部長による講話を行った。							
研修とOJTの連携をより充実させるために、研修参加者に本研修で得た気付きや今後研さんしていく内容を振り返りシートに記載させ、本研修終了後に直属の上司と共有し、研さんに努めるよう促した。 なお、法務省から保護観察官2人も参加した。							
8	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 6. 28(水) ～ 6. 29(木)	2日	19	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
最高裁の講師による裁判所をめぐる諸問題（民事・刑事）に関する講義、外部講師による障害者等に対する配慮に関する講義・実習等を行うとともに、「より正確で分かりやすい速記録を作成するための連携協働」や「裁判部の一員としての役割と自己研さんの在り方」に関する共同討議を行った。							
9	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	裁判所職員総合研修所	6. 2. 28(水) ～ 3. 1(金)	3日	約20	執行官
執行官制度をめぐる諸問題に関する民事局参事官の講義、執行官の事件処理上の留意点に関する民事局付の講義のほか、執行官実務にまつわる、弁護士、社会保険労務士等による講義を行った後、子の引渡しに関するシミュレーション及び意見交換並びに事務処理上の問題についての討議を行う予定である。							
10	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 5. 23(火) ～ 5. 26(金)	4日	9	令和4年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者
執行官制度全般についての民事局参事官の講義、執行官の服務と倫理に関する人事局能率課長の講義、子の引渡しに関する民事局付等の講義、執行官実務等に関する、部総括裁判官、執行官、不動産鑑定士による講義のほか、事務処理に関する知識及び問題解決のための論理的思考力や適正迅速な処理に必要な能力向上を図って実務研究問題についての討議や演習を行った。							

イ 事務局事務に関するもの

(ア) 管理職員及び中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
11	研修指導研究会	第1回	裁判所職員総合研修所	5. 5.31(水) ～ 6. 2(金)	3日	47	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
		第2回		5. 12. 4(月) ～12. 6(水) (リモート)			

組織における人材育成の意義、研修の位置付けや概要、基本的な研修技法等について各回共通で取り上げるとともに、第1回は「研修講師向け」のカリキュラムとして、模擬講義の実習や講義計画（レッスンプラン）作成を内容とする共同研究を行った。第2回は「研修企画担当者向け」のカリキュラムとして、リモート研修を効果的・効率的に作り上げる一連のプロセス（研修のマネジメント）を重点的に取り上げ、模擬研修カリキュラムの作成を内容とする共同研究を行った。

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
12	実務指導研究会	民事	裁判所職員総合研修所	①5. 5.11(木) (リモート)	2日	43	書記官プラスシップ研修の講師となる予定の者
		刑事		②5. 5.17(水)			
		家事		①5. 5.11(木) (リモート)			
13	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	②5. 5.18(木)			
				①5. 5.11(木) (リモート)			
13	情報セキュリティ研修	情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	②5. 5.18(木)			
				5. 11. 22(水) (リモート)			
高等裁判所の総務課文書企画官、地方裁判所の総務課長又は同課文書企画官及び家庭裁判所の総務課長を対象として、情報セキュリティアドバイザー等による講義や、情報セキュリティに関する最新の情報について情報政策課セキュリティ室長、同課参事官及び情報セキュリティアドバイザーの対談、インシデント発生時の対応を題材とした共同研究を行った。							

(ウ) 管理職員以外の職員を対象とするもの

番号	名 称	目的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
14	係 長 等 ( 総 務 担 当 ) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	5. 9. 26(火) ～ 9. 28(木)	3 日	51	高・地・家裁本 庁の総務事務を 担当する係長、 専門職
係長の役割、総務課の現状と課題、総務課各係の所管業務に関する最高裁の講師等による講義とともに、危機管理（緊急事態対応）や効果的な係運営・マネジメントの在り方をテーマとする共同研究を行った。							
15	係 長 等 ( 人 事 担 当 ) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	5. 10. 17(火) ～ 10. 19(木)	3 日	51	高・地・家裁本 庁の人事事務を 担当する係長、 専門職
係長の役割、人事事務をめぐる諸情勢、人事事務における重点事項等に関する最高裁の講師等による講義とともに、法規に基づく事務処理の在り方、他係・他部署との有機的な連携等を考えさせる人事事務総合演習、効果的な係運営・マネジメントの在り方をテーマとする共同研究を行った。							
16	係 長 等 ( 会 計 担 当 ) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	5. 11. 14(火) ～ 11. 17(金)	4 日	58	高・地・家裁本 庁の会計事務を 担当する係長、 専門職
係長の役割、裁判所における経理行政、会計課における仕事の進め方、会計担当課各係の所管業務に関する最高裁の講師等による講義とともに、各係の専門分野に特化した分野別研究や、問題の発見、これを端緒とした係事務のマネジメント、他部署との連携等をテーマとする共同研究を行った。							
17	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	裁判所職員 総合研修所	5. 6. 14(水) ～ 6. 15(木)	2 日	38	研修事務を担当 する高・地・家裁 の係長、専門職、 主任
高裁委嘱研修、各庁委嘱研修、自庁研修の運営を主体的かつ積極的にリードする「研修プランナー」としての役割、研修の企画・実施・評価・改善の各段階に応じた研修事務の基礎知識や予算管理上の留意点等に関する総研講師による講義を踏まえ、架空の自庁研修の模擬カリキュラムを、前年度のアンケート結果を踏まえて改善するという内容の共同研究を行った。							

18	情報処理研修	第1回	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るために指導的役割を果たす者を広く養成する。	裁判所職員総合研修所	①5. 5. 19(金) (リモート) ②5. 5. 29(月) (リモート)	各 2日	59 59	情報化の推進に指導的役割を果たすことが期待される行(一)職員(家裁調査官を除く。)
		第2回			①5. 5. 19(金) (リモート) ②5. 5. 30(火) (リモート)			

情報化関連業務担当者及び情報化事務担当者を対象として、両者に共通する情報化に関する講義、両者の協働について検討する共同討議のほか、それぞれの担当に分かれて、新たな情報セキュリティに関する講義や、ネットワーク等に関する知識付与の講義等を行った。

#### ウ 管理業務に関するもの

##### (ア)管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人 員	対 象 者	
19	首席書記官研究会	第1回	首席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 9. 19(火) (リモート)	1日	[全]	地・家・簡裁の首席書記官
		第2回			5. 10. 2(月)	1日	約 30	

首席書記官に求められる役割や期待される行動等に関する最高裁の講師等による講義、最高裁判事による講演とともに、これらを踏まえた共同研究を行った。

20	首席家庭裁判所調査官研究会	第1回	首席家裁調査官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 8. 31(木) ～ 9. 1(金)	2日	[全]	高裁所在地の首席家裁調査官
		第2回			①5. 9. 19(火) (リモート) ②5. 11. 13(月) ～ 11. 14(火)			

【第1回】 家裁調査官養成課程、家裁調査官の研究の在り方等を討議したほか、家庭裁判所の施策課題及び家裁調査官の人事をめぐる諸課題について最高裁の担当者を交えての討議等を通じて、高裁所在地の首席家裁調査官として求められる高度な指導監督に関する研究を行った。

【第2回】 最高裁判事による講演、総研所長及び家庭審議官による講話、総局講師による裁判所のデジタル化に関する講義等を実施したほか、家庭裁判所の施策課題及び家裁調査官の人事をめぐる課題について最高裁の担当者を交えての研究討議、首席家裁調査官に求められる役割や期待される行動等に関する研究討議等を行った。

21	事務局長研究会	第1回	事務局長として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所	①5. 9. 19(火) (リモート) ②6. 2. 2(金) (リモート)	1日	[全]	地・家裁の事務局長
		第2回			6. 2. 16(金)			

事務局長に求められる役割や期待される行動等に関する最高裁の講師等による講義、最高裁判事による講演とともに、これらを踏まえた共同研究を行うことを検討している。

22	管 理 者 研 究 会 (組織運営) ※ 司研合同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	①5. 5.23(火) (リモート) ②5. 6.8(木) ～ 6.9(金)	3日	57	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
1日目は、司研が実施する支部長研究会との合同カリキュラムとして、マネジメントの基礎理論について外部講師による講義を行った後、支部運営における本庁との連携をテーマに共同研究を行った。							
23	次席書記官研究会	次席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	5. 11. 27(月) ～11. 28(火) (リモート)	2日	51	地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の次席書記官(地方裁判所の次席書記官の併任を受けている簡易裁判所の首席書記官を含む。)
近時の組織課題、裁判部組織の構造や特徴、書記官等に対する一般執務の指導監督の具体的な内容等に関する最高裁の講師による講義とともに、これらを踏まえて、次席書記官として求められる考え方や行動の在り方に関する共同研究を行った。							
24	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①5. 9.11(月) (リモート) ②5. 9.21(木) ～ 9.22(金) (リモート)	3日	24	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
家庭審議官及び調査官研修部長による講話、最高裁講師、外部講師、上席教官等による講義並びに施策の推進及び人材育成に関する討議を行い、幹部職員としての能力と意識の向上を図った。							
25	管 理 者 研 究 会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	裁判所職員 総合研修所	①5. 4.18(火) ～ 4.20(木) (リモート) ②5. 4.24(月) ～ 4.25(火)	5日	147	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者
幹部職員に求められる職責や視点、裁判所の現状と課題に関する各分野の最新トピックス、職員団体対応上の留意点等に関する最高裁の講師等による講義とともに、これらを踏まえて、幹部職員としての実情把握と、集中豪雨を端緒とした危機管理を題材とした共同研究を行った。							

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実 施 時 期	期間	人員	対 象 者
26.	中間管理者研修 I	第1回	裁判所職員総合研修所	①5. 9. 4(月) ～ 9. 5(火) (リモート) ②5. 10. 10(火) ～10. 11(水)	各 4日	78	
		第2回		①5. 9. 4(月) ～ 9. 5(火) (リモート) ②5. 10. 12(木) ～10. 13(金)		80	昇任後おおむね 7年未満の主任 書記官若しくは 主任家裁調査 官、速記管理 官、速記副管理 官、課長補佐、 専門官、班長又 は主任技官の職 にある者
		第3回		①6. 1. 17(水) ～ 1. 18(木) (リモート) ②6. 2. 6(火) ～ 2. 7(水)		約81	
		第4回		①6. 1. 17(水) ～ 1. 18(木) (リモート) ②6. 2. 8(木) ～ 2. 9(金)		約80	

①では、中間管理者に求められる職責や、裁判所が当面する問題と中間管理者の課題等についての最高裁各局課等の講師による講義のほか、ハンセン病を理由とする開廷場所指定問題に関する意見交換、職場のメンタルヘルスや障害者等に対する配慮に関する外部講師の講義を行った。②では、職員団体対応に関する事例研究のほか、連携・協働の実践に向けた意見交換を行った上で、「職場づくり」「人づくり」をテーマとする共同研究を行った。

27	中間管理者研修 II	第1回	裁判所職員総合研修所	①5. 10. 24(火) (リモート) ②5. 10. 26(木) ～10. 27(金)	各 3日	70	訟廷管理官、訟 廷副管理官、裁 判員調整官、課 長、文書企画 官、企画官、首 席技官、営繕企 画官（最高裁） 又は昇任後おお むね7年以上経 過した主任書記 官若しくは主任 家裁調査官の職 にある者
		第2回		①5. 10. 24(火) (リモート) ②5. 10. 30(月) ～10. 31(火)		70	

裁判所が当面する組織課題、上位の中間管理者に求められる役割や視点に関する最高裁の講師等による講義、職員団体対応に関する事例研究とともに、これらを踏まえて、リスクマネジメント及び組織運営を題材にして、庁又は裁判所全体という視点を持ち自分がどう動くべきかを考えさせる内容の共同討議を実施した。

28	主任家庭裁判所調査官研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 6. 21(水) ～ 6. 23(金) (リモート)	3日	57	主任家裁調査官
家庭審議官講話、総局講師講義、先任の主任家裁調査官による講義及び意見交換、指導監督の実践に関する研究討議等を行い、能力と意識の向上を図った。							

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
29	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	裁判所職員総合研修所	5. 4. 6(木) ～ 4. 10(月)	3日	67	令和4年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

総合職採用職員としての心構え、裁判所の現状と課題に関する最高裁各局課の講師等による講義を行い、また、最高裁事務総局に勤務する先輩職員との座談会を通じ、総合職採用職員としての意識啓発を行った上で、「これから裁判所と裁判所職員を考える」をテーマに、職種混合の班編成で共同研究を行った。

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
30	C A 研修 実務試験	前期研修	裁判所職員総合研修所	5. 6. 26(月) ～ 7. 14(金)	15日		
		実務研修	実務研修実施庁	5. 7. 18(火) ～ 8. 18(金)	23日	76	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
		後期研修	裁判所職員総合研修所	5. 8. 21(月) ～ 9. 8(金)	15日		

前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野における立会事務を中心とした知識の整理及び修得を、実務研修においては、これらの知識の定着、問題意識の醸成、後期研修への準備等を、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養をそれぞれ図る内容で実施した。

## 2 高裁委嘱研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
31	書記官 ブレッシュアップ研修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に發揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	裁判所職員総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	7月から9月 までの間で実施機関が適宜 決 定	5日	344	書記官任用資格取得後5年以上の者(中間管理者以上の者を除く。)
32	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員総合研修所 (分室を含む。) 又は 高等裁判所等	実施機関が適宜 決 定	3日	204	主任家裁調査官、家裁調査官

**イ 事務局事務に関するもの**

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
33	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	1日	90	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官

**ウ 裁判事務及び事務局事務に関するもの**

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
34	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	2~3日	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)

令和3年度までは総務、人事、会計の3分野の中から各高裁が適宜の分野を選択して実施していたところ、令和4年度からはこれに裁判部分野を増設した。

**エ 管理業務に関するもの**

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
35	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3~5日	406	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

**(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修**

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対象者
36	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	1~3日	264	新たに係長に任命された者

37	新任主任・調査員研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、主任・調査員としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	約3日	85	新たに主任・調査員に任命された事務官
令和5年度から新設したものである。							
38	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	3日	未定	採用後7年以上10年未満の行(-)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)※2
職場の事務改善案の作成、発表、振り返りの一連のプロセスの最後に、上司への結果報告(書面)をさらに組み込むことによって、その後のOJTと有機的に連結させたカリキュラムとなっている。							
39	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3日	未定	採用3年目の行(-)事務官、行(-)技官
見学や実習といった体験型プログラムを中心とした研修であり、これまでにはすべての高裁が府外プログラム(外部機関の見学)を採用していたため、令和4年度以降は、コロナ禍が完全に収束しない状況下においても実施が可能なように、府内プログラムを1種類から4種類に拡充した参考教材を総研から提供し、各高裁において、同プログラムも参考にしながら実施している。							
40	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	通信研修 実施機関が適宜決定	9~11日	298	採用後1年以上の行(-)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)
41	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。)又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	4日	510	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

(3) その他

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
42	トータルキャリア研修	高年齢層の職員が、定年引上げ後も引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とする。	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	実施機関が適宜決定	1日	未定	当該年度中に56歳に達する者(医(一)職員を除く。)
令和5年度から新設したものである。							

3 各庁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
43	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	①2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	約3日	未定	採用後1年程度を経過した行(-)事務官、行(-)技官
各庁の実情に応じ、裁判所を巡るトピックについての講義や、1年間の実務経験等を振り返って抽出した題材を基にした討議、他部署の業務の見学や体験等を行っている。							
44	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	採用後勤務初日及び2日目	2日	未定	新たに採用された職員
「マイルストーン」を教材にして、各庁がその実情等に応じて様々な工夫をしながら、新採用職員に必要な知識を付与するための講義等を行っている。							

4 研究

番号	名 称	目 的	実施場所	実施時期	期間	人員	対 象 者
45	合同実務研究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	研究員が所属する裁判所	5. 9 ～ 6. 3	7月	2	書記官、家裁調査官等
「少年事件における関係機関・付添人との連携に当たっての職種間の連携・協働」をテーマとし、静岡家庭裁判所の少年訟廷管理官及び主任家裁調査官を研究員に指名して、令和5年9月から令和6年3月までの間、所属庁において研究を行っている。							
46	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	裁判所職員総合研修所	5. 4 ～ 6. 3	1年	2	書記官
「財産開示事件及び第三者からの情報取得事件に関する書記官事務の研究」をテーマとし、東京地方裁判所及び神戸地方裁判所の主任書記官各1人を研究員に指名して、令和5年4月から1年間、総研において研究を行っている。							

47	家庭裁判所調査官 実務研究 (個人及び 共同研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	研究員が所属する家庭裁判所	5. 7 ～ 6. 3	8月	5	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和4年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官
名古屋家庭裁判所から応募のあった「在宅送致された盗撮事件における適切なアセスメント及び効果的な教育的措置の実践的検証」(仮題)を選定し研究を行っている。							
47	同上 (指定研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させること。	研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	5. 4 ～ 6. 3	1年	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度家庭裁判所調査官応用研修第1回以前の同研修を終了した者
東京家庭裁判所、神戸家庭裁判所、福井家庭裁判所、佐賀家庭裁判所、盛岡家庭裁判所及び徳島家庭裁判所に所属する主任家裁調査官計6人を研究員に指定して、「モバイルデバイスを用いた非接触型の性非行の調査について」(仮題)をテーマとして研究を行っている。							
48	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関につ いての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	派遣先 関係機関 及び 研究員が所属する家庭裁判所	5. 7 ～ 6. 3	8月	19	家庭裁判所調査官実務研修又は令和4年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
全国の家庭裁判所から、家事関係機関につき8人、少年関係機関につき13人の家裁調査官を研究員に指定して、関係機関(児童相談所、少年院等)に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家裁と関係機関との連携の充実を図っている。							
48	同上 (心身の鑑別につ いての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	矯正研修所 及び 研究員が所属する家庭裁判所	6. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和3年度家庭裁判所調査官応用研修第1回以前の同研修を終了した者
全国の家庭裁判所から3人の家裁調査官を研究員に指定して、法務省矯正研修所における専門研修課程調査鑑別科(特別課程)研修(リモートで実施)に参加させる予定である。家裁調査官特別研修と併せて、矯正機関と家裁との連携の充実につながる貴重な交流の機会となっている。							
48	同上 (更生保護につ いての研究)	関係機関における業務の実際に関する研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	法務総合研究所及び研究員が所属する家庭裁判所	6. 2 ～ 3	1月	3	家庭裁判所調査官実務研修又は令和4年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
全国の家庭裁判所から3人の家裁調査官を研究員に指定して、法務省法務総合研究所における保護局関係機関遇強化特別研修(同研究所に参集)に参加させる予定である。家裁調査官応用研修と併せて、保護局関係機関と家裁との連携の充実につながる貴重な交流の機会となっている。							

## 第2 養成

### 〈養成課程共通〉

#### 1 入所式

令和5年5月8日（月）に裁判所書記官養成課程第一部第20期及び同第二部第20期並びに家庭裁判所調査官養成課程第20期の入所式を、総研又はリモート方式で実施した。

#### 2 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては、次の科目を合同で実施している。

##### (1) グループ別総合演習等

裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし、①国民の視点を踏まえた広い視野で考える力のかん養、②組織的に職務を遂行する意識のかん養と能力の向上、③書記官と家裁調査官の連携、協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深め、連携、協働を円滑に行うための基盤の形成といった三つの事項に重点を置いて実施している。

①「障害者等疑似体験」では、障害者や高齢者の置かれた状況を理解するために、車いすの使用体験や高齢者疑似体験を行うとともに、合理的な配慮として具体的かつ適切な行動を考えるためにロールプレイを行った。

②「問題解決フレームワーク」では、③の課題研究をより充実して行うために、問題解決フレームワークの基本的な考え方を講義形式で学んだ。

③「危機対応に関する課題研究」では、危機対応を要する場面を題材にして、各自がどのように行動すべきかをグループで討議し、その結果を他のグループと共有した。

④「連携協働に関する問題研究（家事・少年）」では、書記官及び家裁調査官の事務について相互に理解を深めるとともに、裁判官を含む職種間で連携協働して執務を遂行する意識やその重要性を学んだ。

##### (2) 講義等

実務修習前に、「戸籍法」、「障害者等への配慮」、「精神医学」、「裁判所の情報化」、「感染症対策」、「社会福祉学」及び「親族相続法」の講義を実施した。このうち、「障害者等への配慮」では、法務省人権擁護局の職員による障害者や高齢者の問題を含めた人権問題全般についての講義を行うとともに、同講義で得た知識を裁判実務の中でどのように生かすべきか等について検討させるため、総研教官が自身の体験（家裁の調停での対応場面等）を交えた説明や「裁判所における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」についての説明を行った。また、「感染症対策」では、国立保健医療科学院の研究員による、新型コロナウイルス感染症の5類以降後の生活で新たに気を付けるべきことや留意点等の講義を行った。

実務修習後は、「表記法」、「DNA鑑定」、「論理的思考・表現力」及び「メンタルヘルス」、「適正事務の確保」の講義を実施した。また、「裁判所のデジタル化」に関し、事務総局講師による説明を行った上で、デジタル化を契機に各職種の事務がどのように変化するか等について、グループ討議を行った。

今後、「親子法の基本問題」、「裁判所の広報」、「裁判所をめぐる諸問題」、「刑事特別講義」、「DVの現状について」、「DV法」、「国際私法」、「被害者保護」、「障害者等に対する配慮について」、「精神鑑定」、「統計事務について」及び「ダイバーシティ（男女共同参画を中心）」等の講義を実施するほか、修了直前には大法廷首席書記官及び家庭審議官による講話等を予定している。上記の科目のうち、「障害者等に対する配慮について」は、それまで行ってきた講義、疑似体験、ロールプレイ等を前提とした総仕上げとして、障害者支援の専門機関職員による講義を実施する予定である。また、「ハンセン病政策の歴史」は、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修として、国立ハンセン病資料館の見学を実施する予定である。

## 1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	対象者
61	第一 部	20 期	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)～ 予修期修習 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)～ 第1期研修 7. 18(火)～ 実務修習 10. 2(月)～ 第2期研修 6. 3. 25(月) 修了	1年	178	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
62	第二 部	第 19 期 (2年生)	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 予修期修習 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 裁判事務修習 10. 17(月)～ 第1期研修 5. 4. 3(月)～ 第2期研修 7. 18(火)～ 実務修習 10. 2(月)～ 第3期研修 6. 3. 25(月) 修了	2年	89	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		第 20 期 (1年生)	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)～ 予修期修習 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)～ 裁判事務修習 10. 16(月)～ 第1期研修 6. 4. 1(月)～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 7. 3. 下旬 修了	2年	93	

養成課程の柱は、①基盤の形成、すなわち書記官の基本的事務について、事務の遂行に必要な知識を体系的に修得するとともに、事務の在り方を考える際の視点や思考方法等を身に付けることと、②実践力の養成、すなわち修得した知識を実際に使うことができる力や技能を磨くことの2本である。

これに加えて、裁判所を取り巻く社会情勢や組織課題について関心を持たせるとともに、関係職種と協働できるよう組織内連携の基礎を学ばせている。

これらを通じ、法律専門職として、また組織人として、その後の自己研さんとOJTによって着実に成長できる書記官の育成を目指している。

そのため、令和3年度以降、カリキュラムを見直し、「事件の進行を踏まえた書記官事務」という科目を新設し、令和4年度からは、書記官事務の学修の主軸を、「個々の事務の在り方を学修すること」から、「紛争解決に向けた事件の進行の中における個々の事務の法的意義や位置づけを意識して、当該事務の在り方を学修すること」に改めた。具体的には、民事、刑事でそれぞれ、事件の開始から終局までの一連の模擬事件記録を利用し、同事件の手続を進行させていく中で、手続の各時点において関係する法律及び実務を横断的に学修させることとし、法律と実務の関連性をより強く意識させるものに改めるとともに、講義中心で実施していた学修方法を改め、①課題を提示し、②研修生の個別検討やグループ討議等で主体的に検討させ、③これらの検討を踏まえた発表や講評を行うという主体的な学修方法（アクティブラーニング）に軸足を移し、これを数多く、繰り返し実施することとした。

これらにより、自らの担当事件について、事務の根拠と目的を考え合理的な事務を追求するため、裁判官との意見交換を行い、裁判官と連携協働しながら、事件に主体的・実質的に関与することができる書記官としての基盤づくりを目指している。

令和5年度においても、これまでの基本方針を維持しつつ、デジタル化後の書記官事務を見据え、研修生にインターネット通信環境を備えるパソコンを貸与し、これを活用した研修を実施している。

また、実務修習の充実を図るために、実務修習に先立つ令和5年6月に、指導官となる地家裁の主任書記官等に向けて、指導の参考として、養成課程カリキュラムの概要や実務修習での指導上の留意点等を説明する説明会をウェブ会議で実施するとともに、説明会を録画したDVDを各庁に送付した。

## 2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	対象者
63	第 19 期	4. 4. 1(金) 入所 4. 1(金)～ 実務修習（予修期） 5. 9(月) 入所式 5. 9(月)～ 前期合同研修 7. 19(火)～ 実務修習 5. 9. 19(火)～ 後期合同研修 6. 3. 25(月) 修了	2年	54	令和4年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したものの
64	第 20 期	5. 4. 1(土) 入所 4. 3(月)～ 実務修習（予修期） (4. 6～10を除く。) 5. 8(月) 入所式 5. 8(月)～ 前期合同研修 7. 18(火)～ 実務修習 6. 9. 中旬～ 後期合同研修 7. 3. 下旬 修了	2年	53	令和5年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したものの

### 1 概要等

家裁調査官の役割・機能を十全に發揮するための基盤となる実務能力及び事務処理能力と組織的な執務姿勢を身に付けることを目的とし、常に、自立性、能動性及び積極性をもって職務に取り組む意識の向上を目指した指導を実施している。予修期（所属庁）、前期合同研修（総研）、実務修習（所属庁）、後期合同研修（総研）とで構成されているところ、総研における合同研修では、理論面と実務での実践を連動させて学ぶを通じて、所属庁での多様な実務体験への導入（前期）や、体験により得た学びの整理、強化（後期）を図っている。

### 2 第20期前期合同研修

実務修習への導入として、調査官事務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を学ばせ、これらの知識及び技能を実務修習で使うことができるよう講義・演習等を行った。家裁調査官の役割・機能の考え方を踏まえた行動科学の知見等に基づく調査仮説の形成や、事例理解の意義などを示した上で、自分でよく考え、状況に応じて思考を展開させる力を育てるなどを重視して指導した。また、相互議論による事務の質の向上を意識するために、グループ討議のスキル向上をねらいとした講義及び演習を実施した。面接技法演習においては、研修生全員につき、調査官役のアドリブロールプレイを実施し、録画したものを振り返りをさせるなど丁寧な指導を行った。

コロナ禍で途絶えていた関係機関（児童自立支援施設）の「国立きぬ川学院」の見学を実施した。

### 3 第19期後期合同研修

#### (1) カリキュラム内容等

前期合同研修及び実務修習の成果と関連付けながら、事務の遂行に必要な知識や技能を体系的に整理させ、個々の事件に応じた事務の在り方を考え、状況に応じてその思考を展開させる実践的能力を高めることができるようにカリキュラムを構成している。

家裁調査官の役割・機能である行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整は、裁判に役立つものとする必要があるとの観点から、家裁調査官が備えるべき専門性の意義、内容を一層明確にし強化することによって、より質の高い審理・判断の実現に寄与することが重要であるとともに、①個々の事件の個別性を踏まえ、行動科学の知見等を適切に活用するための基盤となる知見等の本質、基本的部分を見出し、他の事案に活用、応用するための視点を考察、獲得すること、②関係職種との連携・協働に向けて、主体的に関係職種と相互議論を重ねる過程を通じて、各職種の専門性を補完、補充し合う関係を構築するための能動的、実践的行動につなげる執務姿勢をかん養することに重点を置いている。また、③裁判事務のデジタル化を踏まえ、カリキュラム内容も工夫する予定である。

①に関しては、任官後の執務に必要となる基本的な行動科学の知見等の確実な修得を第一としつつ、実務において知見等を適切に活用するための汎用的な視点を見出したり、任官後に、主体的に問題意識をもって研さんを重ねていく執務姿勢等を身に付けたりするために、5名程度のグループで、一定のテーマに関し、各自の実務修習での経験を省みて知見等の意義について理解を深めるための研究を行うカリキュラムを試行している。また、事実の収集力の向上に重点を置き、事実の収集の場面における知見等の活用を強化するための討議やロールプレイ等の体験学習

も行っている。②に関しては、関係職種との連携協働に向けた家裁調査官の役割の発揮や相互議論の重要性を学ぶとともに、主体的に相互議論を行うという行動様式を身に付けるよう指導し、実務修習での学びを強化している。③に関しては、書記官養成課程と合同で事務総局講師から講義を受けた上で、職種混合で討議を行うとともに、調査官養成課程単独で、リモート調査について、対面調査との比較、利点や留意点を討議する機会を設ける予定である。

## (2) その他

裁判所を取り巻く社会情勢や組織課題についての講義、関係機関職員である外部講師による講義において、裁判所職員、特に総合職採用の職員としての意識をかん養したり、自身の事務を発展的に考えることにつなげたりする機会を設けている。また、カリキュラム全体を通じて、家裁調査官の役割・機能を踏まえた事務の在り方を考えさせたり、関係職種との相互議論によって、裁判の質の向上を図り職種間の連携・協働を充実させることを意識づける指導を行っている。

なお、関係機関見学として、医療少年院「東日本少年矯正医療・教育センター」、児童自立支援施設「国立武蔵野学院」の見学を実施するほか、公立保育園の見学実習も実施する予定である。

## <その他>【研究等】

### 【第1研究室】

書記官事務研究報告書第20号「個人再生事件における書記官事務の実証的研究」を、令和5年度中に発行する予定である。

### 【第2研究室】

#### 1 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第33号を、令和5年度中に発行する予定である。

#### 2 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、行動科学の最新の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理して、各種研究の立案、指導に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

#### 3 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学に関する雑誌や書籍の中から家裁調査官の執務に役立つ論文等を「家裁調査官雑誌文献情報」として作成し、総研コンテンツ（So-Lab）に掲載している。